三次市教育委員会議案第57号

三次市奥田元宋・小由女美術館の組織に関する規則案を次のように提出する。

平成21年3月18日

三次市教育委員会委員長 児 玉 一 基

三次市奥田元宋・小由女美術館の組織に関する規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は,奥田元宋・小由女美術館(以下「美術館」という。)の組織に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 美術館に事務局を置く。
- 2 事務局は,三次市東酒屋町453番地6に置く。
- 3 美術館業務を実施するため、次の部門を置く。
 - (1) 総務部門
 - (2) 学芸部門
- 4 事務局は,総務部門を兼務する。

(職員)

- 第3条 美術館に次に掲げる職員を置く。
 - (1) 館長 1人
 - (2) 副館長 1人
 - ③ 事務局長 1人
 - (4) 事務職員 若干人

(5) 学芸職員 若干人

(任期)

第4条 館長及び副館長の任期は1年とし,教育委員会が任命する。

(事務分掌)

第5条 館長等の分掌する事務は,次のとおりとする。

(1) 館長

美術館の運営管理全般の統括に関すること。

(2) 副館長

ア 館長を補佐し,美術館の事業運営の企画及び推進に関すること。

イ 学芸部門の企画及び実施に関すること。

(3) 事務局長

館長又は副館長の指示による、総務及び学芸部門の事業運営に関すること。

4) 総務部門

ア 人事,給与,予算及び決算事務に関すること。

- イ 入館料その他歳入事務及び現金出納に関すること。
- ウ 歳出予算の執行管理に関すること。
- エーサポートメンバーに関すること。
- オボランティアに関すること。
- カ 施設の使用調整に関すること。
- キ ライブラリー及びショップ運営に関すること。
- クレストランとの調整に関すること。
- ケ 美術館の宣伝,広報及び観光券契約等に関すること。
- コ 他部門に属さない事務に関すること。

(5) 学芸部門

- ア 美術品の調査研究及び収集に関すること。
- イ 所蔵美術品等の管理に関すること。
- ウ 企画展の開催に関すること。
- エ 常設展の展示計画に関すること。
- オ 学校との連携事業に関すること。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか,美術館の組織について必要な事項は,教育長が定める。

附 則

この規則は,平成21年4月1日から施行する。